平成２５年（フ）第５４号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎３丁目14番地７　センチュリー20―１―Ｄ
債務者　中居　弘明
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
埼玉県所沢市小手指南３丁目27番地の21　サンロードＡ―102
債務者　安積美智子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４２号
群馬県高崎市箕郷町上芝107番地
債務者　西原　静香
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１５号
埼玉県所沢市大字山口1695番地の６
債務者　高橋　和弘
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２９号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目３番25号　ノイハウゼ202
債務者　吉田寿美子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６９号
埼玉県川越市東田町24番地４
債務者　野代　和利
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１２号
神奈川県厚木市林４丁目６番３号　ハイホーム南205
債務者　後藤　雅裕
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１５号
愛知県安城市安城町清水30番地２　カーサ・ソレアード102
債務者　藤田　慎介
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
京都府亀岡市保津町子守57番地２
債務者　大倉　茂裕
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
北海道滝川市西町４丁目３―１　西町マンション２号室、住民票上の住所北海道滝川市黄金町西４丁目５番19号
債務者　織川　聡美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
千葉県野田市日の出町24番地の６
債務者　染谷美佐子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５９号
千葉県我孫子市岡発戸679番地の１―１―104号県営住宅
債務者　亀井由美子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６０号
千葉県松戸市六高台５丁目90番地の２　グリーンフィールド103号
債務者　鈴木　純子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２３号
新潟県新発田市大栄町６丁目６番４号
債務者　阿部美枝子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第８号
兵庫県加東市社1428番地３　ハイツどりーむ103号
債務者　木村　綾子（旧姓謝）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１６号
兵庫県加西市大村町141番地
債務者　高井　淳匡
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２４号
山口県宇部市北条２―７―41　レオパレス北条103号、住民票上の住所山口県宇部市大字小串1808番地１
債務者　斉藤由香里
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　山口地方裁判所宇部支部